

京都市教育委員会教育長訓令甲第14号

高等学校

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条第1項各号列記以外の部分中「8時間」を「7時間45分」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「午後5時15分」を「午後5時」に改め、同項第2号中「午後0時45分」を「午後1時」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「京都市教職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第26条の2に規定する」を削り、「次の」の右に「各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる」を加える。

第4条中「条例第27条の2第2項」を「京都市教職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）第27条の2第2項」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）